

第三帝国の経済社会体制

山本 達夫

人間科学部 国際交流学科
yamamoto@tou-u.ac.jp

はじめに

第三帝国時の爛熟期にあたる1937年4月23日、ある洋服店の店主がライヒ経済大臣あてに手紙を書いた。店主はカール・グッゲンモーザーといって、南ドイツのオクセンハウゼンという町に住んでいた。第三帝国というとヒトラーの独裁国家というイメージが強い。しかし、議会で長年社会民主党が優勢を保ち、労働運動の伝統と革命の歴史につちかわれたドイツでは、一個人が大臣に対して直接意見をのべるという発想がこの時期になっても廃れてはいなかったのである。

手紙のタイトルは「第三管理局（繊維）経済集団小売業における課徴金徴収」であった。課徴金というのは、第三帝国のすべての企業が強制的に加盟させられた経済組織に支払う会費のことである。その会費についてグッゲンモーザーは、これは「批判や不平不満ではない」と断りながらも、大企業に比べて小規模・零細経営が不利に扱われている実態を説明し、「ひょっとしたら小さな商店を消滅させようとしているのではないですか?」と問いただしている。ただ、手紙の末尾には、「どうぞ私どもを悪く取らないでください」としたうえで、「私たちはみな祖国の建設に力を貸したいと思っております。ただ、それは正義と万人の平等な処遇という土台においてのみのです」としめくくったのである。^{*1)}

グッゲンモーザーが訴えた「正義と平等」とは何だったのだろうか。この疑問に答えるためには、第三帝国の経済体制の中でグッゲンモーザーの店がおかれた立場を知る必要がある。そこで本稿では、まず第三帝国の経済体制の構築過程を略述し、その社会的影響を論じる中でグッゲンモーザーの

手紙の意味を考えてみたい。

グッゲンモーザーが手紙を書いた当時、第三帝国は経済的再編のまっただ中にあった。1936年秋に四カ年計画が始動したからである。

1. 四カ年計画と戦争経済



ナチス党が政権を掌握した（1933年1月30日）前年、ドイツでは世界恐慌からの回復とともに外国原料の輸入が増加していた。ところが、国内のユダヤ人迫害〔写真参照〕^{*2)}に端を発する海外におけるドイツ製品のボイコット運動などのため、輸出は思うように推進できなかった。ドイツの貿易赤字は1934年1月に2200万マルクまで膨張する。

そこで1934年3月24日、輸入を抑制して輸出入の均衡をはかろうと、工業原料および半製品の取り扱いに関する法律が出された。^{*3)} 過度に在庫を抱えないように輸入禁止令が発令され、ライヒ経済大臣には貿易依存度の高い品目の輸入を管理する輸入監視局を設置する権限が付与された。輸入監視局設置の背景には、国内需要へ集中することでドイツ企業の受注状況を改善することと、重

要な生産品についてアウタルキーを目指す構想もあったといわれる。^{*4)}だが、急激な原料の輸入制限は支障を来たすことになった。少量の商品の輸入抑制だけでは外貨節約の実があがらなかったばかりか、輸出の振興と雇用の創出にも失敗したからである。^{*5)}

そこで、ライヒスバンク総裁だったシャハト^{*6)}がライヒ経済大臣に任命され、1934年7月3日付で「ドイツ経済の振興ならびに経済的損害の防止ならびに除去に必要と見なすあらゆる措置」を講じる権限が与えられた。^{*7)}シャハトは同年9月から「新計画」に乗り出す。これは「ドイツと世界経済との密接な関係は断ち切ることはできない」との前提のもと、原料供給諸国との交換・相殺取引（バーター制）の強化を目指すものであった。外国産原材料の代用として国産原材料の基盤が強化され、代用原料の生産が推進される一方、原料購入にあてる外貨を捻出すべく完成品の輸入が制限された。

しかし、「新計画」も外貨と原料の不足という問題を解決できなかった。1936年春、ドイツ経済はまたもや外国為替危機に直面する。その原因のひとつが前年の深刻な食糧危機であったことは確かである。だが、この食糧危機にしても、輸出入の縮小のなかで「飢餓軍拡」を強行した「新計画」路線がもたらしたものであった。^{*8)}

1936年4月4日、総統指令によってゲーリング^{*9)}に原料・外国為替状況を克服する権限（原料・外国為替委員）が委託され、秋には四カ年計画の遂行も彼に委ねられた。^{*10)}四カ年計画は、軍拡と食糧供給の危機という悪循環に、第三帝国指導部が出した答えでもあった。1936年8月末に策定された計画の覚え書きには、①代用原料の開発、②食料輸入の抑制、③軍拡のテンポ、という基本方針が示されていた。9月9日、ヒトラーはナチス党大会で四カ年計画の実施を宣言し、つぎのように述べた。

ドイツ軍は4カ年以内に出動可能になっていなければならない。

ドイツ経済は4カ年以内で戦争遂行が可能になっていなければならない。^{*11)}

それにしても、なぜ第三帝国指導部は軍拡にこだわったのだろうか。それは、ヒトラーと第三帝国指導部が、第一次大戦の結果としての国際勢力関係と領土関係を再編し、ドイツが再び世界強国の地位を獲得することを悲願にしていたからである。ヴェルサイユ体制の打破こそが彼らの最大の政治目標であった。^{*12)}

1936年10月18日、ゲーリングが四カ年計画総監^{*13)}に任命されると、四カ年計画庁（ドイツ産原材料・工業用油脂、原料配分、労働配置、農業生産、価格形成、外国為替の6部門）のもとでアウタルキー（自給自足）計画が始動した。^{*14)}アウタルキー化路線は、国家指導部が第一次大戦の敗北の経験、とくに協商国側による海上封鎖を重視したことに関係がある。^{*15)}

四カ年計画には、侵略戦争計画を中核とした場当たり的・前方逃避的な発想も含まれていた。要するに「現在の不足分は将来、戦争に勝って取り返す」というものである。1936年12月7日、ゲーリングは工業指導者を前に演説し、軍備拡張にあたっては「利益のことは考えるな」と強調した。「この問題についての唯一の決定的な点は勝利か破滅である。我われが勝利すれば、経済界は十分に報われるのだ」と。^{*16)}

四カ年計画は第三帝国の経済社会に多大な影響を与えた。ただ、産業部門によって影響の程度と広がりとはまちまちであった。第三帝国の経済体制が産業部門別に編成され、原料と外国為替の割り当てが、産業部門別に優先順位を付けて行われたからである。もちろん割当量の増減は、経営の存続の可能性、そこを職場とする労働者・従業員の生活を左右した。割り当てを統括したのが営業経済組織^{*17)}である。

2. 営業経済組織と経済の産業部門別編成

第三帝国の経済組織は、他の部門と同様に組織が再編され、画一化^{*18)}された。しかし、ナチス党は政権掌握後の経済・社会体制について明瞭な青写真をもっていたわけではない。ナチス党は、選挙戦術的な配慮から、将来の経済構想を正確に描写したり、ヴァイマル時代の経済的利益団体の体制をどうするかについて明確な計画を提示した

りしなかったのである。これは同党の日和見主義的な性格を表している。^{*19)} ただナチス党は、世界経済恐慌は既存の経済秩序の欠陥が露呈したものであるから、全面的に編成替える必要があると考えていた。ここで問題となるのは国家と経済の関係だが、ナチス党が出した結論は、国家の不干渉という自由主義市場経済の否定であった。代わりに提示したのは、民族主義的・国家管理主義的経済秩序であった。つまり、経済はそれ自体が自己目的なのではなく、国家の民族主義的および権力政治的諸課題に奉仕すべきものとされたのである。この「政治の優位」の原則から、経済への介入と経済統制という、国家の権利と義務が導き出されることになった。^{*20)}

国家による経済統制の手段として、身分制的^{*21)}な経済構築が構想された。もともと身分制的な秩序は、近代工業社会と社会対立への反動として生まれた、いわば危機の産物であった。資本主義の進展によって階級分化が進むと、すべての身分が社会の中にしっかりと自分の居場所をもっていた前近代社会がなつかしく思い出された。だが20世紀において、貴族や手工業者、農民といった出自身分に基づく社会を構想することは実現離れしている。そこで、この身分制的社会秩序は、雇用者と被雇用者をふくむ職業身分を土台にすることになった。こうして、職業身分的編成の基本原則—ある職業のすべての構成員を包括し、自己責任で経済・社会問題の解決をはかる—によって、国家と社会の関係を組織し直すことが考えられたのである。^{*22)}

新たな経済組織の枠組みを決めたのは、「組織領域における全権委任法」といわれる1934年2月27日付の「ドイツ経済有機的構築準備法」^{*23)}である。同法第1条によってライヒ経済大臣に付与された以下の5つの権限により、従来の自由な経済諸団体および利益共同体は強制的に解散されるか、新設の組織に統合・編入されることになった。第三帝国の経済体制は、「排他性の原則」と「指導者原理」、「強制加盟の原則」という3つの原則を軸に編成されることになったのである。^{*24)}

①経済部門を唯一代表するものとしての経済団体を承認すること

- ②経済団体を設立、解散もしくは統合すること
- ③経済団体の約款ならびに定款を改訂または補正し、とくに指導者原則を導入すること
- ④経済団体の指導者を任命ならびに解任すること
- ⑤企業家および企業を経済団体に所属させること

ナチス経済体制を特徴づけるいまひとつのイデオロギー的基礎は「民族共同体」^{*25)}であった。「民族共同体」は、企業主と職員・労働者による有機的共同労働の場である「経営共同体」を通して実践されるとされた。1934年1月20日に制定された「国民労働秩序法」^{*26)}は、経営責任者である企業主を経営指導者に、職員と労働者を従者に位置づけるとともに、経営内に指導者原理を導入した。

ナチス経済体制のイデオロギー面を担当したのは、ミュンヘンに本部を置くナチス党経済政策委員会^{*27)}で、委員長はベルンハルト・ケーラー^{*28)}であった。^{*29)} ケーラーは、ゲーリングが四カ年計画総監に任命されたあとは原料問題を担当することになる。^{*30)} ナチス体制の組織上の特徴として、誰かに新しく大きな権限が付与されても、従来の個別的な権限がこれに完全に吸収されることはなく、権限の混沌状態が続いたことが指摘できる。第三帝国では、経済問題に関して機能的、集中的に計画と調整にあたる部署は、1942年2月にアルベルト・シュペーア^{*31)}が軍需大臣に就任するまでできなかった。^{*32)}

1934年11月27日、ドイツ経済有機的構築準備法第一政令^{*33)}が公布され、これによってライヒ経済大臣に、個々の経済集団と、その管轄領域を決定する権限が付与された。個々の営業経営は、特定の産業部門に所属するとともに、全国集団のなかで経済身分を形成することになったのである。

流通経済組織、各地の経済会議所、商工会議所および手工業会議所とともに、全体として営業経済組織が構築された。営業経済組織は、全国集団を頂点とするピラミッド型の営業経済組織に編成されることになった。全国集団は工業、エネルギー、保険、銀行、商業の5つの産業部門からなっていた。全国集団の下に主要集団があり、以下順に、経済集団、専門集団、専門下位集団が設けられた。営業経済組織の頂上機関として、全国経済

会議所がおかれた。全国経済会議所の会頭と副会頭は、ライヒ経済大臣によって任命された。ベルリンに本部を置くライヒ経済会議は、専門分野別、地区別の営業経済組織、商工会議所、手工業会議所が共通に代表する組織として構想されていた。^{*34)}

1936年に全国集団工業の理事会が作成した『全国集団工業の編成』^{*35)}によって、工業部門の営業経済組織を概観してみよう。^{*36)} 全国集団を構成していたのはつぎの5つである。

1. 全国集団工業
2. 全国集団エネルギー
3. 全国集団保険業
4. 全国集団銀行業
5. 全国集団商業

このうち、冒頭で触れたグッゲンモーザーの店が属していたのは全国集団商業である。全国集団商業には11の経済集団があり、行商や卸売業のほか、彼が直接批判した経済集団小売業も属していた。

筆者は第三帝国における繊維・衣料工業に関心があったので、文書館で主に調査したのは全国集団工業である。グッゲンモーザーの手紙は、他の経済集団との文書のやり取りを調べる過程で偶然見つけたのである。

そこで以下では、全国集団商業ではなく、筆者が調査した工業（とくに繊維・衣料工業）を中心に述べることにする。たしかに全国集団工業と全国集団商業とでは分野が異なる。しかし、第三帝国の経済編成においては組織構成が類似しているので、どの経済集団も同じような問題を抱えていたと推測できる。ことにグッゲンモーザーの店の場合、商品の製造元である全国集団工業とは切っても切れない関係にあった。

全国集団工業はつぎの7つの主要集団を包含していた。括弧内は、柳澤がテッシュェマッハーに依拠して挙げている経営数である。^{*37)}

- I 主要集団鉱山業（鉄鋼業250経営、非鉄金属314経営、鑄造約1700経営）
- II 主要集団機械製作（機械組み立て約4000企業、

自動車等約550経営、航空機工業66企業、電気工業1390企業、精密機械・光学約1100企業）

III 主要集団金属業（鉄製品・ブリキ製品14000～15000経営）

IV 主要集団建設・土石（石材・土約10000経営、建築業約3200企業、木材加工約5000企業、ガラス工業1100経営、窯業約750企業、製材約10000企業）

V 主要集団化学（化学工業約5000企業、製紙・パルプ約800企業、印刷・紙加工約6000企業）

VI 主要集団衣料（皮革工業6専門集団約3300会社、繊維工業15専門集団約11000経営、被服工業7専門集団約6000企業）

VII 主要集団食料品（食品加工業約25000経営、ビール醸造業約1100企業、麦芽業約300企業、製糖業247経営、アルコール飲料約6000経営）

このうち繊維・衣料産業に関係するのはVI主要集団衣料である。主要集団衣料は3つの経済集団から成っていた。括弧内は、柳澤が、全国集団工業の執行部が編集した資料に基づいて挙げている1941年時点での成員企業・経営数、地域集団・地域下部集団・支部集団数、専門集団数、専門下部集団数である。^{*38)}

A 経済集団皮革工業（成員企業・経営数4550、地域集団・地域下部集団・支部集団数3、専門集団数6、専門下部集団数9）

B 経済集団繊維工業（成員企業・経営数11900、地域集団・地域下部集団・支部集団数24、専門集団数13、専門下部集団数49）

C 経済集団衣料工業（成員企業・経営数7500、地域集団・地域下部集団・支部集団数10、専門集団数5、専門下部集団数22）

繊維工業と衣料工業についてみればつぎのようになる。数字は1936年時点のものである。B経済集団繊維工業を構成していたのは、下の15〔1941年時点では13に整理統合〕^{*39)}の専門集団である。なお専門集団の下部組織として複数の専門下位集団がおかれていたが、煩雑を避けるためここでは省略する。^{*40)}

専門集団1.木綿紡績、専門集団2.梳毛紡績お

よびタンニン梳毛*⁴¹⁾、専門集団3. 紡毛糸紡績、専門集団4. 人造羊毛、人造木綿および関連産業、専門集団5. 撚糸、縫い糸および手工業ヤーン製造、専門集団6. 鞣皮繊維産業*⁴²⁾、専門集団7. 木綿織物、専門集団8. 生地および服地、専門集団9. 絨毯、椅子張り用生地、特殊毛織物およびフェルト、専門集団10. 絹およびビロード工業、専門集団11. メリヤスおよびニット、専門集団12. 編み細工、トリミングおよびボビンレース工業、専門集団13. 刺繍（刺繍レースを含む）およびタペストリー（クロスステッチ刺繍）、専門集団14. 繊維加工産業、専門集団15. その他繊維産業部門

また、C経済集団衣料工業を構成*⁴³⁾していたのはつぎの7つ（1941年時点では5つに整理統合）*⁴⁴⁾の専門集団であった。すなわち、絨毯工業、紳士服工業、婦人服工業、下着工業、衣料部品工業、帽子工業、衣料・付属品工業である。

ドイツ工業第Ⅵ主要集団衣料が作成した1934/35年度年次報告（1934年4月1日～1935年3月31日）には、同主要集団の専門下位集団の数、加盟員数などが掲載されている。これによると、1935年11月15日現在で、B. 経済集団繊維工業は76の専門下位集団を擁し、加盟員数は約1万人、C. 経済集団衣料工業は33の専門下位集団を擁し、加盟員数は約5900人となっていた。*⁴⁵⁾

第三帝国の利益団体について研究したウルマンは、全国集団工業は、一方ではナチス・レジームのさまざまな組織に対して工業界の利益を代表したが、他方では経済統制のための国家の補助組織、すなわちナチス体制の規律化装置、伝達命令伝達のパイプ、統制組織として利用されたと述べている。*⁴⁶⁾

ライヒ経済大臣には、個々の経済集団とその管轄領域を決定する権限が与えられた。しかし、個々の経営がどの産業部門に所属するのかについては、各地域の商工会議所内、産業部門の連盟内でさまざまな議論があった。また、統制経済下で限られた外貨・原料の配分をめぐる異議の申し立てが行われた。ライヒ経済省の文書ファイルには、組織の編成方法について、各地の商工会議所や個々の経済団体から提出された問い合わせや、従来の企業連盟内で新たな団体の立ち上げを呼びかける書類が散見される。個々の経済集団内

において不満や不協和音があったことも確認できる。*⁴⁷⁾

営業経済組織とならんで、経済四カ年計画の遂行に関与したいまひとつの機関が輸入監視局であった。

3. 輸入監視局体制と原料統制

ナチス統制経済の中核をなしたのは原料統制である。その「原料統制の担い手」*⁴⁸⁾として中心的な役割を果たしたのが輸入監視局*⁴⁹⁾であった。輸入監視局は、1934年3月22日付の「工業原料ならびに半製品の取引に関する法律」*⁵⁰⁾に基づいて設置された。輸入監視局の目的は、原料の当該産業部門への供給を「経済的に可能なかぎり有利な方法で確立すること」であり、「販売、在庫、消費を調整、監視し、外国為替割り当てにおける不均衡と過剰な在庫」を防ぐことであった。輸入監視局は、原料と半製品の流通（調達、配分、貯蔵、販売、消費など）を管理し、*⁵¹⁾輸入の監視および生産・分配過程の枠組みづくりという二重の機能を果たした。*⁵²⁾1934年9月以降、計25の輸入監視局がさまざまな品目の輸入を統制した。その後、輸入監視局の数は増加し、1939年8月29日現在で27、1939年10月14日現在で29存在したことが確認できる。*⁵³⁾次の表は1939年10月14日現在の輸入監視局の編成である。

〔輸入監視局の編成 1939年10月14日現在〕*⁴⁴⁾

	輸入監視局
I	穀物・飼料・その他農作物
II	家畜・家畜製品
III	牛乳・食用油・油脂
IV	卵
V	木材
VI	園芸・ワイン
VII	羊毛・獣毛
VIII	木綿
IX	綿糸・綿織物
Xa	絹・人造絹糸・スフ
Xb	衣料
XI	鞣皮
XII	金属
XIII	鉄・鉄鋼
XIV	工業用油脂

XV	皮革経済
XVI	ゴム・アスベスト
XVII	カーボンブラック（すす）
XVIII	鉱油
XIX	化学
XX	タバコ
XXI	石炭
XXII	毛皮製品
XXIII	紙・包装紙
XXIV	技術製品
XXV	その他製品
XXVI	貴金属
XXVII	コーヒー
XXVIII	カリ・塩
XXIX	土石

輸入監視局は、ライヒ経済大臣によって「商品の全流通」の監視を委託された。1934年9月11日付の「外国為替管理に関する政令の改定令」*55)によって、輸入監視局は外国為替管理局から商品取引に関する外国為替管理の管轄権を委譲された。商品流通は全面的に掌握され、原料統制は為替管理と連結された。ライヒ政府は、いわば輸入監視局を通して輸入を独占的に支配し、手持ちの為替収入を時どきの需要に合わせるができるようになったのである。*56)

また、輸入が外国為替証明*57)で管理されるようになると、輸入監視局は「その時々を経済情勢と政治的前提条件の要請に応じて、特定の輸入商品の輸入と地域的な輸入先を調整」できるようになった。*58)当初、為替技術的な管理機能しかもたなかった輸入監視局の権限は、「四カ年計画を営業経済に貫徹できる」までに拡張された。輸入監視局による原料配分は、個々の企業の投資能力にも影響力をおよぼすようになり、*59)個々の企業の自己決定による自由な輸入に終止符が打たれることになった。

輸入監視局体制の難点は、輸入監視局の数の多さにあった。企業は、ある製品の生産に必要な原料を獲得するために、複数の輸入監視局に申請を出さなければならなかった。しかも各々の輸入監視局がさまざまな付帯条件を付けてくるので、原料Aは十分に配分される一方、同様に重要な原料Bは不足する、といったことが生じたのである。*60)

25の輸入監視局による統制については、ライヒ経済省自身、1936年6月に「官僚主義的障害と遅延」をもたらすので不都合だとの評価を下している。輸入監視局体制の否定的な結果を危惧する声は、経済界からも出された。ある皮革工業の専門家はつぎのように述べている。「いかに賢明な統制を考え、いかにそれを柔軟に運用しようとも、世界規模での取引関係を頼みとし、自由なイニシアティブと自由な決定、そして自由な企業家精神にその発展のすべてがかかっている産業に、なにがしの影響を与えずにはいない。」*61)

おわりに

営業経済組織と輸入監視局の統制の下で遂行された四カ年計画は、やがてドイツの社会経済に深刻な影響を及ぼすことになる。影響はつぎのような形で出てきた。

- ①産業部門間の原料不足の偏在化
- ②産業部門間の労働力・労働力密度の不均衡
- ③経営規模による経営の統廃合と再編成
- ④産業部門間の労働力移動と強制労働投入

限られた外国為替・原料が、産業部門別に優先順位をつけて配分されることで非軍需部門、とりわけ戦争経済に直接関係のない産業部門の存続が危機にさらされた。また、産業部門間で労働力の偏在（余剰と不足）が常態化、原料不足が原因で操業できない企業とその従業員は、生活扶助の打ち切りで生活を脅かされるようになった。これはやがて強制労働配置という労働政策を生み出すことになる。

四カ年計画は能率の向上を極度に追求していた。*62)だが、これは「業績能力テロ」*63)として人びとの上にのしかかり、この圧力に耐えられない多くの中小経営を生み出していった。不満と批判は、四カ年計画の経済統制の重圧を最も強く受けた産業部門で見られるようになる。「不急不要」の産業としてやり玉にあげられたのが、繊維・衣料産業であった。じつはグッゲンモーザーが「正義と平等」を求めたのは、こうした現実に対する不満だったのである。

営業経営（職場）の存続をめぐる動きの中で、

「反ユダヤ」を声高に叫ぶ組織が出てくるのもこのころである。^{*64)}けれども元来、営業経済組織は、ユダヤ人とユダヤ営業経営を排除するものではなかった。組織の排他性と強制加盟の原則は、ユダヤ企業にも同様に適用されていたからである。ライヒ経済省は1936年8月、「営業経済組織は経済の領域で活動しているすべての企業を網羅するものであり、ユダヤ営業経営もしかりである。ユダヤ経営が負担金で優遇されているとの思い込みが論外なことはおのずと明らかである」とのべている。^{*65)} そのうえライヒ経済省は、「経済におけるユダヤ人の平等」の原則を掲げていた。ライヒ経済省の以下の内部文書（第IV/6課〔経済経営および団体に対する不当干渉の防御〕から第IV/3課〔営業経済組織および身分的構築〕宛て、1936年8月12日付）からも、これが同省の基本的方針であったことが確認できる。

「財政的もしくは競争上の理由からユダヤ人を強制組織である営業経済組織から排除することが不可能であるにせよ、ユダヤ人から〔…〕加盟員総会へ参加する権利を厳然たる指令によって取り去ることはできないと考える。〔…〕ユダヤ人の参加を禁止する厳命は、営業経済の領域においてはユダヤ人の法的不利は生じさせてはならないという、ライヒ経済省がこれまでつねに主張してきた基本原則と矛盾することになろう」〔傍点筆者〕^{*66)}

こうしてみると、グッゲンモーザーが手紙を書いたころには、「民族共同体」を維持・発展させるために開始された四カ年計画が、ナチス経済社会体制と「民族共同体」秩序を揺るがすようになっていたことがわかる。

グッゲンモーザーは手紙に「追伸」を付けている。そこで彼は、自分が目にしたユダヤ人迫害について書いている。これは一庶民の目に映った第三帝国社会の矛盾であった。

ユダヤ人問題について気づいたところも書かせていただきます。昨日、当地では歳の市が立ち、屋台を出したユダヤ人もいました。すると、ヒトラー青年団の団長が「民族同胞諸君、ユダヤ人だ！」という書いた看板を掲げて立ったのです。

この措置を批判はしませんが、しかしなぜユダヤ百貨店にもこうした見張りを置かないのでしょうか！！この屋台のユダヤ人は、妻子持ちの貧しい父親で、しかも先の戦争では前線兵士で勲章も授与されたとのこと。ご判断ください、大臣閣下、ユダヤ百貨店の前にもどうか見張りを立てるようご配慮くださいますように。なぜ、よりによって大資本=ユダヤが、哀れな屋台引きよりも厚遇されるのか分かりかねます！！つまりここでも、平等な権利を万人のために、なのであります。^{*67)}

グッゲンモーザーは、手紙の末尾の署名に、当時一般的になりつつあった「ヒトラー万歳Heil Hitler!」と書いてはいない。「ドイツ式挨拶をもってMit deutschem Gruss!」と記している。これは、ヒトラー式の「民族共同体」に対する彼なりの抵抗だったのかもしれない。

【附記】本稿は科学研究費補助金（基盤研究（C）（2）（課題番号16520457）による研究成果の一部である。

*1) Karl Guggenmoser, Herren- und Knabenkleidung, Ochsenhausen an Reichswirtschaftsministerium vom 28. 4. 1937. in: Bundesarchiv (BArch) : R 3101-9231, 105.

*2) 1933年の4月ボイコットといわれ、ユダヤ人の店の前にナチス党員の歩哨が立ち、来店者を監視した。衣料品店のショーウインドウに貼られたポスターには「ドイツ人よ！自衛せよ！ユダヤ人の店で買うな！」とある。Döscher, Hans-Jürgen, "Reichskristallnacht". Die Nobemberpogrom 1938 (Frankfurt / M., 1988) , p. 31.

*3) Gesetz über den Verkehr mit industriellen Rohstoffen und Halbfabrikaten vom 24. März 1934.

*4) Bekanntmachung über die Reichsstellen zur Überwachung und Regelung des Warenverkehrs vom 18. August 1939による。BArch. R3101-8765, 90.輸入監視局は1939年8月

- 以降ライヒ局Reichsstelleと改称されるが、法形態、任務および管轄領域に変更はない。
- *5) ドイツ労働人口のかなりの部分が輸出関連だったことも、このことと関係している。ドイツ勤労者の12%は輸出関連に従事しており、また商品生産の5%が輸出向けで、工業ではこれが38%に達していた。Bräutigam, Petra, Mittelständische Unternehmer im Nationalsozialismus. Wirtschaftliche Entwicklungen und soziale Verhaltensweisen in der Schuh- und Lederindustrie Baden und Würtembergs (München, 1997) , p. 67. Anm. 9.
- *6) Schacht, Hjalmar (1877~1970) .
- *7) 「経済的諸措置に関する法律」Gesetz über wirtschaftliche Massnahmen.
- *8) 栗原優『第二次世界大戦の勃発』(名古屋大学出版会, 1994年), 261-263頁参照。
- *9) Göring, Hermann (1893~1946) .
- *10) Petzina, Dieter, Autarkiepolitik im Dritten Reich. Der nationalsozialistische Vierjahresplan (Stuttgart, 1968) , p. 40.
- *11) Wilhelm Treue, Hitlers Denkschrift zum Vierjahresplan 1936, in: Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte (VjZG.) 3, 1956, p. 210, 大野英二「四カ年計画と経済政策の転換」大野英二『現代ドイツ社会史研究序説』(岩波書店 1989年) 所収, pp.183-206.
- *12) これは1920年のナチス党綱領にも明記されていた。また、永岑三千輝「第三帝国のフランス占領とドイツ経済界」井上茂子ほか『1939—ドイツ第三帝国と第二次世界大戦』(同文館 1989年) 所収, p.153 頁。
- *13) Beauftragter für den Vierjahresplan.
- *14) ただし、純然たるアウトタルキーが目標とされていたわけではない。「ドイツ指揮下の広域経済圏」を獲得するための戦争遂行に必要な前提をつくるために、可能な限りの自立が目標とされたのである。参照：矢野久「ナチス後期における労働政策とその実態に関する社会史的考察—1936年秋から1938年6月まで—」『三田学会雑誌』70巻6号(1977年12月) 82頁。永岑, 前掲論文, 154-156頁。
- *15) 戸原四郎「ナチス経済」東大社会科学研究所編『ファシズム期の国家と社会3—ナチス経済とニューディール』(東大出版会 1978年) 所収, 29頁。
- *16) 栗原, 前掲書, 249頁。
- *17) Organisation der gewerblichen Wirtschaft
- *18) グライヒシャルトゥング Gleichschaltungと
いわれる
- *19) Ullmann, Hans-Peter, Interessenverbände in Deutschland (Frankfurt/M., 1988) , p. 219.
- *20) *Ibid.*
- *21) korporativ
- *22) Ullmann, *op. cit.*, p. 220.
- *23) Gesetz zur Vorbereitung des organischen Aufbaus der deutschen Wirtschaft vom 27. Februar 1934, Reichsgesetzblatt (RGBl.) I, pp. 185-186.
- *24) Bräutigam, *op. cit.*, p. 72.
- *25) Volksgemeinschaft
- *26) Gesetz zur Ordnung der nationalen Arbeit vom 20. 1. 1934, RGBl. I, pp. 45-56.
- *27) Kommission für Wirtschaftspolitik der NSDAP
- *28) Köhler, Berhhard. 1882年12月30日グライツ Greiz生まれ。1920年 ナチス党機関誌『フェルキッシャー・ベオーバハター』編集者, 1932年 ナチス経営細胞組織NSBO幕僚長, 同年末にヴァルター・フンクのもとでナチス党経済政策委員会委員長代理を務め, 1933年7月, ナチス党経済政策委員会委員長に就任した。Das Deutsche Führerlexikon 1934/35 (Berlin, 1934) , Stockhorst, Erich, 5000 Köpfe. Wer war was im 3. Reich (Kiel, 1985) , BArch. NSDAP-Mitgliederkartei, L0023.
- *29) Kratzsch, Gerhard, Der Gauwirtschaftsapparat der NSDAP. Menschenführung, "Arisierung", Wehrwirtschaft im Gau Westfalen-Süd (Münster, 1989) , p. 14.
- *30) *Ibid.*, p. 16.
- *31) Speer, Albert (1905~1981)
- *32) Kratzsch, *op. cit.*, pp. 11-12.
- *33) Erste Verordnung zur Durchführung des Gesetzes zur Vorbereitung des organischen

- Aufbaus der deutschen Wirtschaft vom 27. November 1934, RGBL. I, pp. 1194-1199.
- *34) BArch. R 3101-9062, 12.
- *35) Gliederung der Reichsgruppe Industrie (Hrsg. von der Geschäftsführung), Dezember 1936 (Leipzig, 1936), pp. 59-69.
- *36) 営業経済組織は1938年10月と1939年4月に組織の簡素化が行なわれ、主要集団が廃止され、経済集団が全国集団工業に直属する形となった。第二次世界大戦勃発時には、全国集団工業は31の経済集団、162の専門集団と143の専門下位集団から構成されていた。Bräutigam, *op. cit.*, p. 80.
- *37) 柳澤治「ナチス期ドイツにおける資本主義の組織化」『西洋史学』239 (2010年) 8頁。Teschemacher, Hermann (ed.), Handbuch des Aufbaus der gewerblichen Wirtschaft, Bd. I (Leipzig, 1936), pp. 23 ff.
- *38) 柳澤, 前掲論文, 9頁。Gliederung der Reichsgruppe Industrie. Hg. von der Geschäftsführung. 3. Ausgabe April 1941 (Leipzig/Berlin), p. 15.
- *39) 柳澤, 前掲論文。
- *40) 詳細は, Gliederung der Reichsgruppe Industrie, *op. cit.* を参照。
- *41) 梳毛はウーステッドヤーン (単糸) ともいう。タンニン は皮なめし用の樹脂。
- *42) 鞣皮とは, 繊維状の植物の樹皮。亜麻など。
- *43) 経済集団衣料工業は1934年8月8日のライヒ経済大臣布告にもとづいて設立された。BArch. R 3101, 9458, 193-197.
- *44) 柳澤, 前掲論文。
- *45) Bericht der Hauptgruppe VI der deutschen Industrie über das Rechnungsjahr 1934/35. in: BArch. R3101-9144, 33-36.
- *46) Ullmann, *op. cit.*, pp. 197, 226.
- *47) たとえば包帯工場の経営者は, ライヒ経済大臣宛に, 医療用の包帯が, 医療用具部門から繊維部門に編入されることに反対する意見書を提出している。BArch. R 3101-8920, -9146.
- *48) Petzina, Autarkiepolitik, *op. cit.*, p. 153.
- *49) これは輸出品の管理・統制を担当した輸出検査局Prüfungsstelleと対をなすものであった。
- Vorbemerkung zu R 9 XV / Prüfungsstelle Glasindustrie. in: BArch., Findbuch R 9 XV, p.4. 輸入監視局の概要は次を参照。Facijs, F., Vorbemerkung für das Findbuch (Bundesarchiv), R 8 I Reichsstelle für Textilwirtschaft (Koblenz, 1956), pp. 1-13.
- *50) Gesetz über den Verkehr mit industriellen Rohstoffen und Halbfabrikaten
- *51) "Von der Überwachungsstelle zur Reichsstelle", Die Deutsche Volkswirtschaft Nr. 31. vom 1. 11. 1939, in BArch. NS 5-VI-16747.
- *52) Bräutigam, *op. cit.*, p. 74.
- *53) BArch. NS5-VI-16747.
- *54) Württembergische Wirtschafts-Zeitschrift Nr. 42. vom 21. 10. 1939, in: BArch. NS 5-VI-16747.
- *55) Änderungsverordnung zur Verordnung über die Devisenbewirtschaftung
- *56) Hoffmann, Hans, Das Rohstoffproblem der deutschen Lederwirtschaft, Diss., Leipzig, 1938, p. 126. in: Bräutigam, *op. cit.*, p. 75.
- *57) Devisenbescheinigung
- *58) Bräutigam, *op. cit.*, p. 67.
- *59) Petzina, *op. cit.* pp. 153-154.
- *60) *Ibid.*
- *61) Bräutigam, *op. cit.*, p. 75.
- *62) 1937年8月29日からは, 「ドイツ経営の能力闘争Leistungskampf der deutschen Betriebe」という全国的なキャンペーンが企画・実行される。
- *63) Leistungsterror
- *64) これについては拙稿「Adefa (ドイツ衣料産業工場主共同事業団) 定款—第三帝国における反ユダヤ利益団体—」『東亜大学紀要』第18号所収, 57-65頁参照。
- *65) BArch. R 3101-8934, 42-43.
- *66) *Ibid.*, 43.
- *67) Karl Guggenmoser, Herren- und Knabenkleidung, Ochsenhausen Reichswirtschaftsministerium vom 28. 4. 1937. in: BArch. R 3101-9231, 105.